

ID: 12

担当部署: 政策企画課

処分の概要	指定管理者の指定
例規名 根拠条項	大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第7条第1項
例規番号	平成17年条例第27号
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条、第7条、大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条及び第4条の規定による。 (指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条 町長等は、前条の規定による申請書の提出をした団体のうちから、次に掲げる選定基準に照らし、当該公の施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 公の施設の管理を安定して行うための経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして町長等が別に定める基準</p> <p>2 町長等は、前項の規定により選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者及び指定管理者の候補者に通知するものとする。 (公募によらない指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条 町長等は、公の施設の機能、性質等を考慮し、別に定める合理的な理由があると認めるときは、第2条の公募によらないで指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条第1項各号の事項について当該団体と協議を行うものとし、前条第1項各号に照らし総合的判断を行うものとする。 (指定管理者の指定)</p> <p>第7条 町長等は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により選定した指定管理者の候補者について議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。</p> <p>2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するとともに、速やかに指定管理者の候補者に通知するものとする。</p> <p>(公募によらない選定理由)</p> <p>第3条 条例第5条第1項に定める合理的な理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。 (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。 (3) 現にその管理の委託を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。 (4) その他公募の手続きをとる暇がないときなど、町長が認めるとき。 (申請の資格)</p>	

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していない者
- (6) その他町長が必要と認める事項

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日